～ガソリン容器への詰め替え販売について～

去る７月１８日に京都市伏見区において、35 名が死亡 34 名が負傷するという極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。火災の詳細については、管轄する消防本部において現在調査中ですが、ガソリンをまいて火をつけたものとみられております。

このような悲惨な火災を未然に防ぐためにも、ガソリンの適正な使用を徹底するためにガソリンを携行缶で購入される方に対して、身分証の確認や使用目的の問いかけ等がある場合もあります。

ガソリンの安全な取扱いのため、皆様のご協力を宜しくお願いします。

ガソリンの取扱いについての注意

ガソリン携行缶を正しく使う６つのポイント！

①危険性について

ガソリンは気温が－40℃でも気化し小さな火源でも爆発的に燃焼する物質です。
又、気化したガソリンは離れた火源でも引火する可能性があります。

②容器について

灯油用ポリエチレン缶にガソリンを入れることは非常に危険です。
ガソリンを入れる容器は消防法令により一定の強度のある材質を使用することと容量が制限されています。

③購入について

セルフスタンドで携行缶にガソリンを給油する場合は、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

④保管について

ガソリンを容器に入れて、長時間、または不必要に保管することは極力控えてください。揮発性が極めて高く、火災が発生すると爆発的に広がるので保管時には注意してください。

⑤噴出事故防止について

ガソリン噴出は事故につながります。以下の点に注意してください。

・周囲の安全を確認
・フタを開ける前にエンジン停止、エア抜きをすること
・高温の場所に置かないこと（可燃性蒸気が多量に噴出する恐れあり）

⑥取扱いについて

使用時には取扱説明書をよく読み適正な取扱いをしてください。

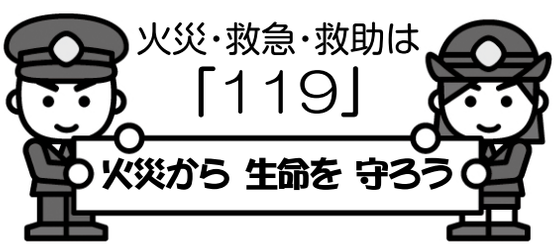

紙面に対するお問い合わせ
火災予防に関するご相談は
留萌消防組合小平消防署 管理課 予防保安係
電話：５６-２２２１ FAX:５６-９０２２